

那珂川町子ども読書活動推進計画

(平成25年度～29年度)



那珂川町教育委員会

平成25年4月

はじめに

読書活動は、人類が長い歴史の中で活字によって創造し、蓄積してきた知恵や文化に主体的に関わる意義深い行為です。子どもたちにとって、読書をする事は、広い世界を知り、自分自身の考えや思いを確かめ、深めることが出来るとともに、情操を豊かにし、調和のとれた人間へと成長していく確かな手立てとなります。また、成長著しい子どもたちに読む楽しさを伝える読み聞かせは、集中力、聴く力を育て、『読書の扉』を開く一助となります。

しかしながら、テレビやインターネットなどの様々なメディアの発達や子どもの生活環境の変化に伴い、子どもたちの活字離れや国語力の低下、対話による問題解決能力の低下などが指摘されてきています。

こうした現状を踏まえて、平成13年、国は「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、翌、平成14年には、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を閣議決定いたしました。国を挙げての取り組みにより、学校や地域社会でも、読書活動を充実させる施策が強化されてきました。

那珂川町では、読み聞かせ活動が活発に取り組まれています。一方ではアンケート調査により、年齢が進むにつれ児童・生徒の読書離れが進んでいることが分かっています。このことから、読み聞かせ活動の更なる充実と、子どもたちが日常的に本に触れることのできる環境作りが今後の課題となります。

そこで、那珂川町におきましても家庭・地域・学校が一体となり、読書活動の推進、啓発に努めるべく「那珂川町子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。

以下の3つの取り組みに沿って、体制の整備と読書活動の普及、啓発を推進していきます。

1. 家庭における親子で読書の習慣を共有すること、すなわち「家読（うちどく）」の推進の取り組み。
2. 地域における読書ボランティアグループによる「読み聞かせ」の実施や公共図書館の利用促進の取り組み。
3. 学校における魅力ある学校図書館の創造や読書ボランティア活動の充実の取り組み。

現代社会を生きる子どもたちにとって、読書は言語の力を育成するだけでなく、人間に対する信頼や生きることの意義、生きることへの前向きな姿勢を学ぶ道標となります。

那珂川町の子どもたちが、本のある実り豊かな人生を送ることを願って、子ども読書活動の推進、浸透、定着に邁進していく所存です。

終わりに、計画の策定に当たり、多大なご尽力を賜りました「那珂川町子ども読書活動推進委員会」委員をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました多くの方々に厚くお礼申し上げます。

平成25年4月

那珂川町教育委員会

目 次

第1章 計画の策定にあたって 「なぜ、計画が必要なのか」

1 計画策定の背景	
(1) 子どもの読書離れ	1
(2) 読書活動の現状	1
(3) 子どもの読書活動に関する課題と問題点	2
2 国、県の動向	
(1) 国	3
(2) 県	3
3 計画をつくる目的	4
4 位置付け、性格	4
5 対象	4
6 期間	4

第2章 計画の基本的な考え方 「どのような姿を目指しますか」

1 町の現状	
(1) 児童・生徒の読書活動の現状	5
(2) 家庭の読書活動の現状	7
(3) アンケート調査の結果から	8
2 目指す姿	9
3 視点	
(1) 家庭	10
(2) 地域	10
(3) 学校	10
4 進行管理と見直し	10

第3章 推進のための取り組み 「具体的に何をしますか」

1 施策体系表	11
2 具体的な取り組み	14

<巻末資料>

〔1〕 那珂川町子ども読書活動推進委員会設置条例	27
〔2〕 那珂川町子ども読書活動推進委員会委員名簿	28
〔3〕 那珂川町子ども読書活動推進計画策定検討会議設置要綱	29
〔4〕 那珂川町子ども読書活動推進計画策定検討会議委員名簿	30
〔5〕 策定経過	31
〔6〕 子どもの読書活動の推進に関する法律	32
〔7〕 読書ボランティアグループ一覧	35

第1章 計画の策定にあたって 「なぜ、計画が必要なのか」

1 計画策定の背景

(1) 子どもの読書離れ

読書活動は、子どもが人生をより深く生きる力を身につけていくうえで欠くことができないものです。しかし、今日では以下の理由などから、子どもの「読書離れ」が指摘されています。

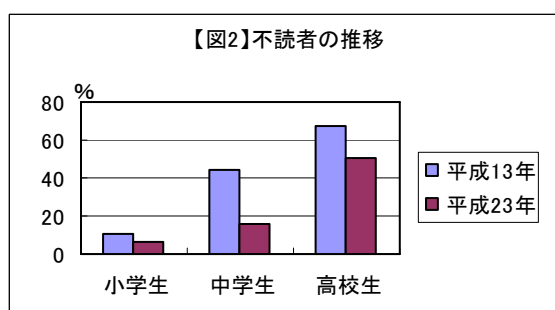
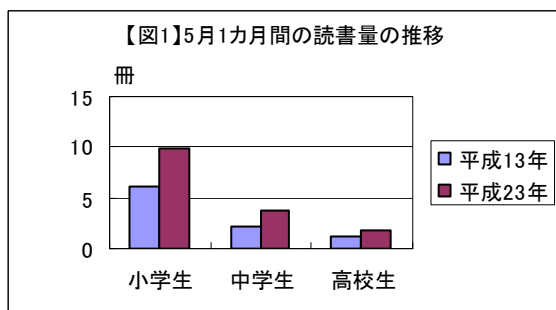
- テレビ、インターネットなどの様々な情報メディアの発達・普及
- 子どもの生活環境の変化
- 幼児期からの読書習慣の未形成

(2) 読書活動の現状

では、実際にはどのような状況なのでしょう。これまでに行われた調査などから、読書活動の現状を見てみます。

■「第57回読書調査¹⁾」より

- 平成23年5月（1カ月間）の平均読書冊数（読書量）は、小学生9.9冊、中学生3.7冊、高校生1.8冊です。10年前の調査と比べると、小学生は3.7冊増と大きく増加しています。中学生は1.6冊増、高校生は0.7冊増で、ほぼ横ばいです。
- 1カ月間に読んだ本が0冊の「不読者」の割合は、小学生6.2%、中学生16.2%、高校生50.8%です。10年前と比べると、小学生4.3ポイント、中学生27.5ポイント、高校生16.2ポイントと、それぞれ減少しています。
- 子どもの年齢が進むにつれて（小学生→中学生→高校生）読む本の冊数が減り、本を読まない割合が高くなっていることがうかがえます。
- 10年間で本を読まない子どもの割合は大幅に減少し、読書の裾野が広がっていることがうかがえます。



1 公益社団法人全国学校図書館協議会が、毎日新聞社と共同で毎年実施している調査。対象者は、全国の小・中・高等学校の児童生徒、約1万人。

■ 「国語に関する世論調査²⁾」より

- 1 カ月間に1冊も本を読まない人の割合は、20代 38.0%、30代 42.4%、40代 38.9%、50代 38.8%、60歳以上 55.5%です。
- 自身の読書量が以前に比べて「減っている」と答えた人は64.6%、一方「増えている」と答えた人は8.6%にとどまっています。

(3) 子どもの読書活動に関する課題と問題点

文部科学省に平成16年2月に出された「これからの時代に求められる国語力について」(文化審議会答申)の中では、全国的な傾向として、次のような課題や問題点が指摘されています。

- 学校教育において読書が十分に位置付けられていない。
- 受験などのために子どもたちに読書のための余裕が十分でない。
- 大人の「読書離れ」によって、身近な大人が読書をする姿を見ることが少ない。
- 学校教育の中で読書活動を推進していくには、読書の楽しさを教えるとともに、(読書の習慣を身に付けるまでの) 苦しさを乗り越えさせるための配慮が必要。
- 「自ら本に手を伸ばす子どもを育てる」工夫が必要である。
- 読書活動を行ううえで学校の役割は大きいですが、学校だけでなく、家庭や地域全体で取り組んで行くことが重要である。

また「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成20年3月閣議決定)の中では、第一次基本計画期間における課題として以下の4つが上げられています。

- 子どもたちの読書の取組状況について、学校段階における差が生じている。
- 読書活動推進に向けた取組について、地域間の差が依然として顕著である。
- 学校図書館資料の整備が不十分である。
- 子どもたちの読解力が低下している。

テレビ、インターネットなどの様々な情報メディアの発達・普及により、子どもの「読書離れ」が深刻になったと言われていますが、1カ月間に1冊も本を読まない子どもの数は減少傾向にあります。これは「朝読(あさどく)」が普及したことや、読書ボランティアによる読み聞かせなどの活動が継続的に実施されているおかげで「読書離れ」が解消されてきたからだと解されています。しかし、子どもの読書活動を推進していくには、学校等だけではなく、家庭や地域全体で取り組んでいくことが必要となります。

2 文化庁が実施している調査。掲載したデータは、平成20年度調査の数値。

2 国、県の動向

国は子どもの読書活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもの健やかな成長に役立てるために「子どもの読書活動の推進に関する法律」を施行し、翌年には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。

(1) 国

平成 11 年 8 月	平成 12 年を「子ども読書年」とする衆参両議院の決議
平成 12 年 5 月	「国際子ども図書館」開館
平成 13 年 12 月	「子どもの読書活動の推進に関する法律」公布・施行
平成 14 年 8 月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」閣議決定 (平成 14 年度～平成 19 年度の計画／第一次基本計画)
平成 16 年 2 月	「これからの時代に求められる国語力について」文部科学省文化審議会 答申
平成 17 年 7 月	「文字・活字文化振興法」成立
平成 18 年 12 月	「教育基本法」改正 (約 60 年ぶりの大改正)
平成 19 年 6 月	教育基本法の改正に伴い「学校教育法」「図書館法」改正
平成 20 年 3 月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」閣議決定 (平成 20 年度～平成 24 年度のおおむね 5 カ年計画／第二次基本計画)
平成 20 年 6 月	平成 22 年を「国民読書年」とする衆参両議院の決議
平成 22 年	「国民読書年」

(2) 県

一方、福岡県では「青少年アンビシャス運動」の一環として子どもの読書活動の推進に取り組んできましたが、法の施行に伴い、総合的な指針となる「福岡県子ども読書推進計画」を策定しました。

平成 16 年 2 月	「福岡県子ども読書推進計画」策定 (平成 15 年度～平成 21 年度の計画)
平成 22 年 3 月	「福岡県子ども読書推進計画」改訂 (平成 22 年度～平成 26 年度のおおむね 5 カ年計画)

那珂川町においては「子どもの読書活動の推進に関する法律」の趣旨に基づき、県の計画を基本としつつ、本町の状況等を踏まえて独自の計画を策定し、目指す姿に向かって具体的な取り組みを進めていきます。

市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定状況に関する調査 (平成 24 年 3 月 31 日現在)

	策定済	策定作業中	検討中	予定無し
福岡県	57%	30%	13%	0%
全国	53.8%	11.2%	17.9%	17.1%

3 計画をつくる目的

この計画は、那珂川町が子どもの読書環境を整備する施策を総合的、計画的に推進するために策定します。

次代を担うすべての子どもが、それぞれの発達段階・個性に応じて、人間形成に役立つ質の高い本と出会うきっかけを作り、興味・関心を高め読書活動の範囲を広げ、様々な読書体験ができるような環境づくりを推進することが必要です。

そのために、学校における教育活動の中だけでなく、あらゆる機会を通して、学校、地域、家庭、そして町がそれぞれの役割を担い、相互に連携した取り組みを進めます。

4 位置付け、性格

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づいて策定された国の基本計画及び「福岡県子ども読書推進計画」を基本として策定します。

また、那珂川町総合計画との整合性を保ちつつ、町全体で関係部局が連携を図り、計画を推進していきます。

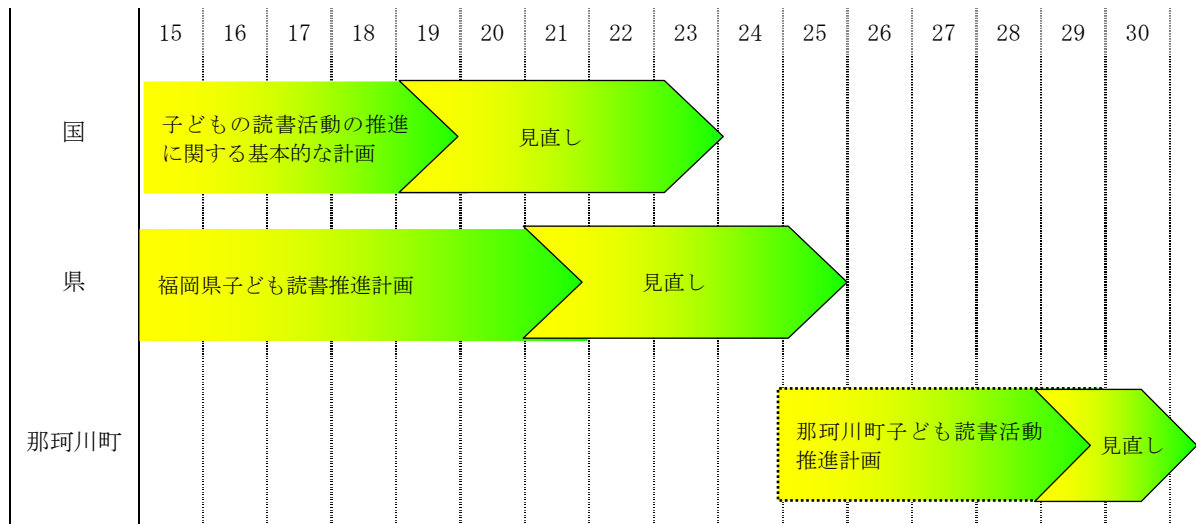
5 対象

この計画の中で「子ども」とは、0歳からおおむね18歳までの者をいいます。

6 期間

この計画の期間は、平成25年(2013年)度から平成29年(2017年)度までの5年間です。

【図3】計画の期間



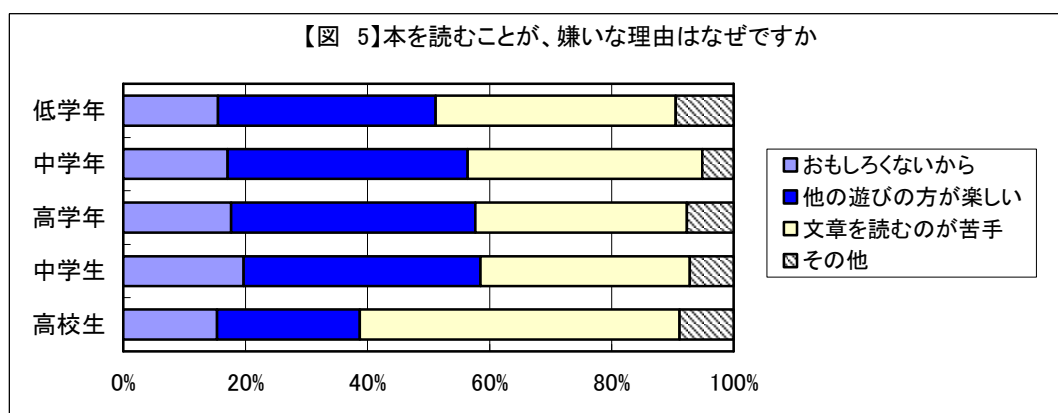
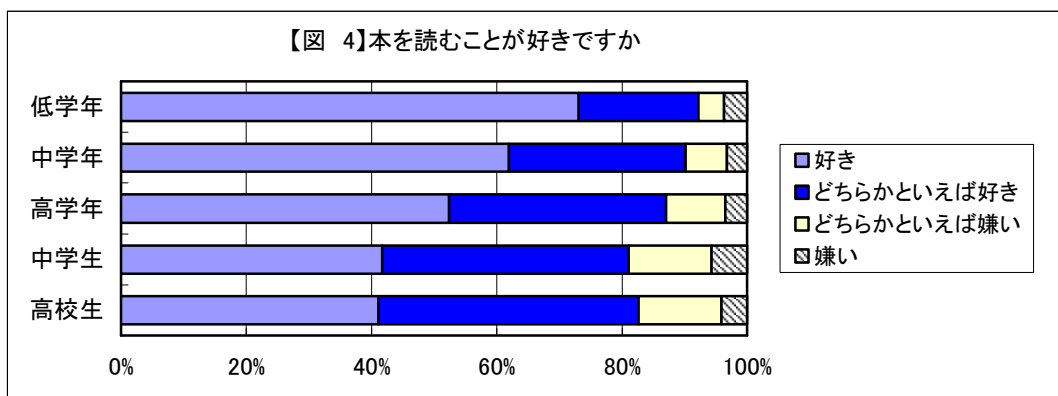
第2章 計画の基本的な考え方 「どのような姿を目指しますか」

1 町の現状

(1) 児童・生徒の読書活動の現状

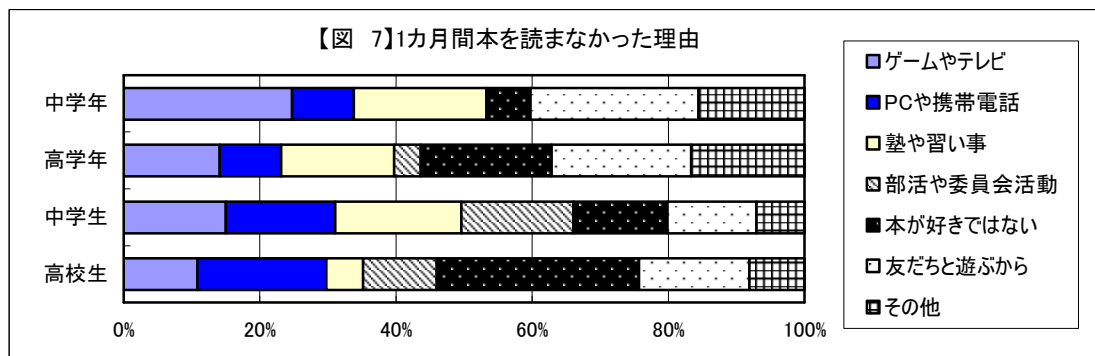
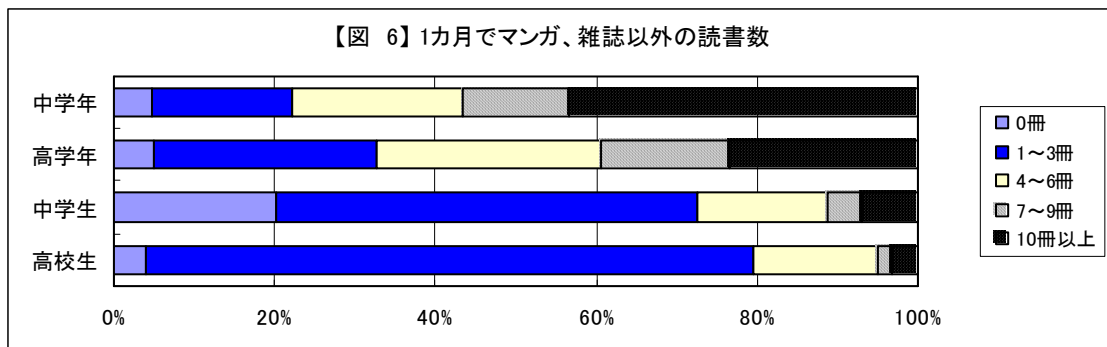
那珂川町では、「子ども読書活動推進計画」を策定するにあたり、現在的那珂川町の読書活動の現状を把握するために平成24年6月にアンケート調査を実施しました。町内小学生（全児童 3428人）、中学生（全生徒 1821人）、高校生（町立女子高等学校全校生徒 672人）を対象として実施し、児童・生徒合わせて5477人から回答（回収率93%）を得ました。

「本を読むことが好きですか」の設問には、年齢が進むにつれ、「どちらかといえば嫌い」「嫌い」と答えた子どもたちの割合が高くなっています。本を読むことが嫌いな理由は、「他の遊びの方が楽しいから」「文章を読むのが苦手だから」という割合が高く、本を読む以前に、文字や活字に対して抵抗があるものと考えられます。



また、1カ月に1冊も本を読まない「不読者」の割合は、小学生が5%、中学生が20%、高校生が5%となっており、全国的な傾向と比べて中学生の不読者率が高くなっています。1カ月間本を読まなかった理由としては、「ゲームやテレビの方が楽しいから」「パソコンや携帯電話の方が楽しいから」「勉強や塾、習い事で忙しいから」「部活や委員会で忙しいから」という割合が高く、テレビ・パソコンの視聴やゲームの長期化、塾や習い事、部活に費やす時間が増加する中で、子どもが読書する時間は減少するものと考えられます。

1カ月に読んだ本の冊数を学年別のグラフで見ると、小学校中学年の55%以上が1カ月に7冊以上読んでいます。しかし、高学年になると7冊以上の多読者は約40%、中学生になると約10%、高校生では約5%程度に激減しています。子どもの年齢が進むにつれ本を読む冊数が減り、本を読まない割合が高くなることは、全国的な傾向と類似しています。

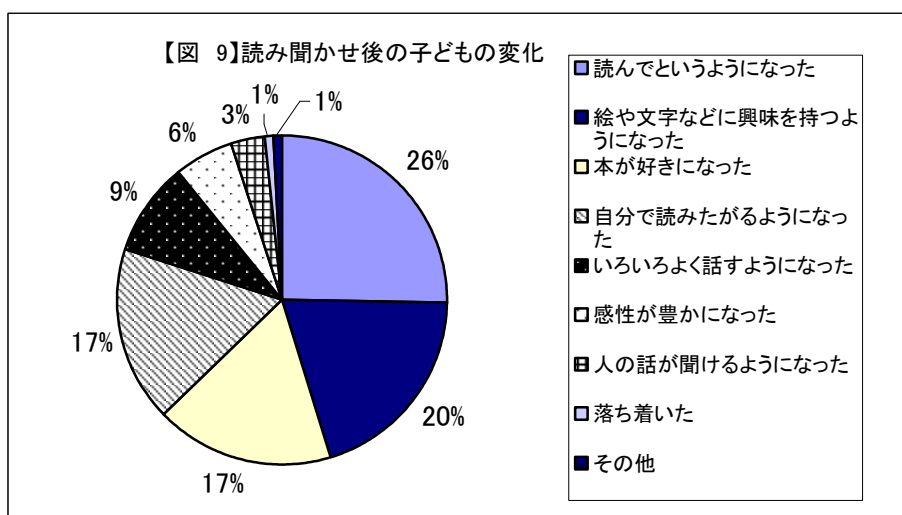
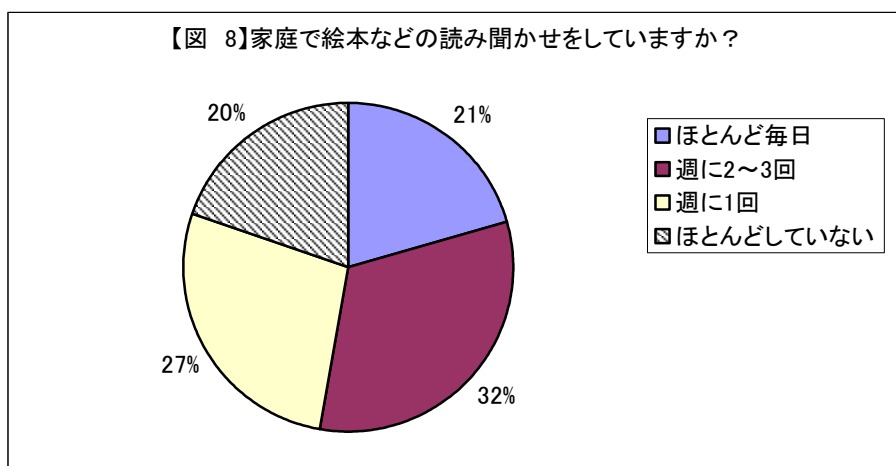


(2) 家庭の読書活動の現状

家庭は、子どもが最初に本に出会い、本に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するための重要な場です。那珂川町では、子どもの読書活動の推進にとって、家庭の役割が重要であると考え、保護者の読書活動の現状を把握し、子どもの読書活動に影響を与える要因との関連性を分析するために平成24年6月に保護者アンケートを実施しました。町内保育所（園）及び幼稚園に通園する未就学児の保護者を対象に実施し、1470人から回答（回収率84%）を得ました。

「読み聞かせ」の実態に関する設問には、80%の保護者が週に1回以上読み聞かせをしていると答えています。乳幼児期の本の読み聞かせは、「子どもの聞く力を育てる」「ことばからイメージする力を育てる」「本に対する興味を育てる」などの効果があると言われており、保護者の関心の高さが表れています。

「読み聞かせ後の子どもの変化」についての設問には、26%の保護者が「子どもが本を読んでというようになった」、20%の保護者が「絵や文字に興味を持つようになった」、17%の保護者が「本が好きになった」、「自分で読みたがるようになった」と回答しています。このことから、日ごろから楽しく語りかけ、読み聞かせをする環境の中に育った子は、自然と「絵、文字、本」への興味が芽生えることがうかがえます。



(3) アンケート調査の結果から

幼少期には保護者が本にふれる機会を多く与える環境にありますが、少年期・青年期と成長していくにしたがって、読書の楽しさや良さを味わえるような機会が減っています。このような現状をふまえ、子どもたちが読書を通じて読解力や想像力、思考力、表現力などの生きる力を養うとともに、喜びや感動により豊かな人間性をはぐくむことができるよう、家庭、地域、学校でそれぞれが相互に連携・協力し、発達段階に応じた読書環境を整えることが必要となります。

2 目指す姿

町の現状・課題を踏まえ、この計画の基本理念といえる目指す姿を次のとおり掲げます。

読書で広がる明るい未来
～つなげよう 読書と子どもと地域と家庭～

読書は子どもと地域と家庭をつなげ、読書を通じて子どもも大人もすべての人にとって明るい未来が広がります。

目指す姿の実現のため子どもの読書活動を推進するには、すべての子どもがあらゆる機会と場所において自主的に本と親しみ、本を楽しむことができるようにすることが大切です。そのためには、保護者を含めた子どもを取り巻く大人が子どもの年齢や成長に応じて本と出会うきっかけを作り、読書活動の範囲を広げ、様々な読書体験ができるような環境づくりを推進することが必要です。

乳児は、保護者やまわりの大人からの語りかけによって、ことばを獲得していきます。そして、家庭や地域での読み聞かせなどによる楽しい心のふれあい体験の積み重ねにより、親子の絆や大人との信頼関係を築きながら、本に対する興味や関心が高まり、次第に本が好きになっていきます。

幼児になると、保護者やまわりの大人からの影響を受け、少しずつ日常会話ができるようになります。本に興味を持って、自分から進んで絵本を取るようになり、物語の世界を想像して楽しむことができるようになります。自分のお気に入りの絵本が生まれ、それを何度も読んでもらおうとします。子どもの欲求に応え読書意欲を向上させるためにも、保護者やまわりの大人との深いかかわりが必要です。

小学生になると、読書の喜びを知り、多くの読書経験を経て、自ら本を読みたいと思うようになります。自分で読める時期がきたら、それを聞いてあげることも重要です。保護者やまわりの大人と互いに読み聞かせをすることで、本を通じて人とかかわる心地よさを味わい、読書好きな子に育っていきます。また、学校図書館や町立図書館などの有効活用方法を学び、子どもと本を結ぶ大人の適切な支援により、読書を学ぶ習慣が身についていきます。

中学生・高校生になると、読書の広がりや深まりが進み、継続して自主的に読書続け、豊かな心を育みます。また、悩みや問題と向き合ったときに読書を通じて解決のヒントを得ることもあり、自分の力で未来を切り開いていく力を身につけていきます。そのためにも、自由に幅広く読書ができるように読書環境を整えておくことが重要です。

また、**特別な支援を必要とする子ども**たちは、一人ひとりの子どもの実態に応じて自主的な読書活動ができるよう、工夫された読書環境を整備する必要があります。

3 視点

目指す姿の実現に向けて、3つの視点で計画を推進します。

(1) 家庭

- ① 子どもの読書活動を促すため、最も身近な存在である保護者が、子どもと共に読書の楽しさを分かち合い、読書に親しむことができるよういつでも子どもの目に触れ、手の届くところに本を置くなど積極的に読書環境の整備・充実に努めます。

(2) 地域

- ① 子どもの読書活動の関係者が知恵を出し合うとともに、学校、地域、家庭それぞれの役割を理解し、尊重します。
- ② 読書活動の推進においては地域性を考慮するとともに、それぞれの学校、地域、家庭で現在取り組んでいる活動については、その独自性を尊重します。

(3) 学校

- ① 子どもがあらゆる機会と場所において本と親しみ、本を楽しむことができるよう積極的に読書環境の整備・充実に努めます。
- ② 子どもの発達段階や興味に応じた教育的な配慮や、適切な支援による読書への働きかけを大切にします。
- ③ 調べ学習の中で本を使うことによって、本の活用の仕方を学び、読書活動の広がりにつなげていきます。

4 進行管理と見直し

この計画を効率的・効果的に推進していくために、目指す姿への達成度や新たな課題の把握に努めます。また、限られた財源の中で選択と集中を進め、必要に応じて取り組みや事業の見直しを行います。計画の進捗管理や見直しは、子どもの読書活動を推進する団体が推薦する者などで構成される「那珂川町子ども読書活動推進委員会」の意見を聴いて行います。

第3章 推進のための取り組み 「具体的に何をしますか」

1 那珂川町子ども読書活動推進計画体系表

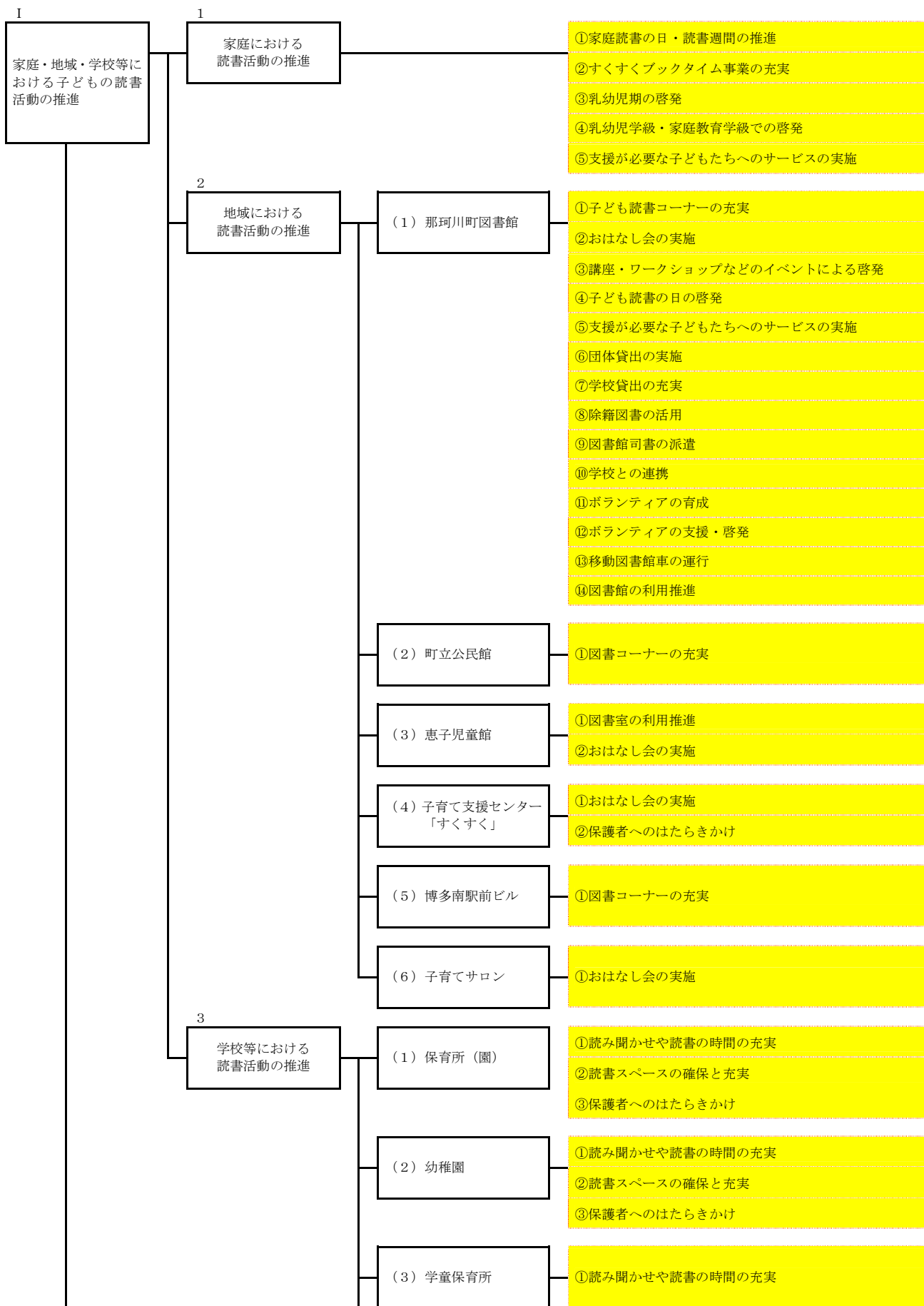
基本方針に沿って目標を定め、目標を実現するための手段として「具体的な取り組み」を明示します。

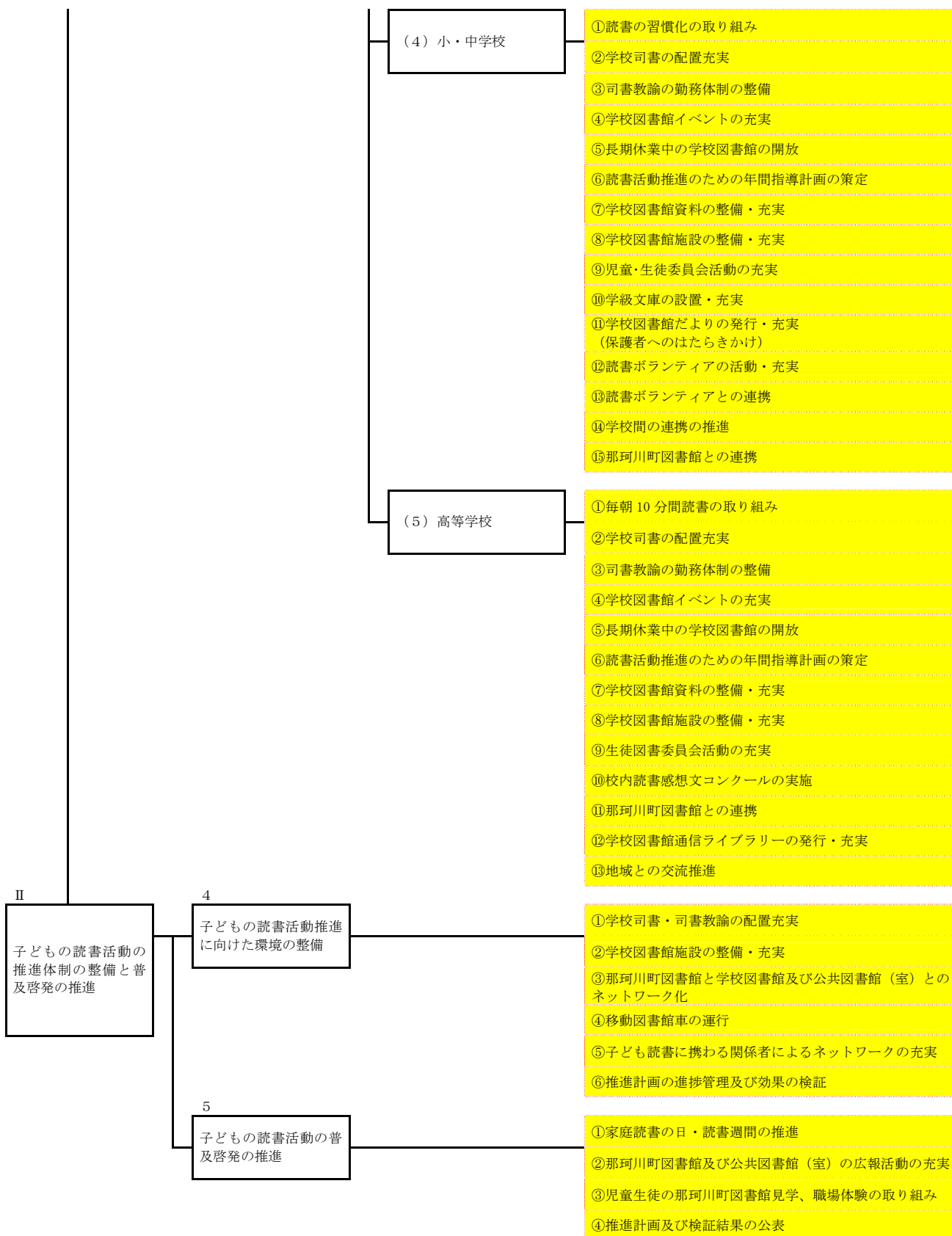
「具体的な取り組み」については、地域の実情や社会情勢などの変化に柔軟に対応しながら実効性を高め、成果を上げていくことが必要です。

そのため、子どもの読書活動に関わる各実施機関は相互に連携協力し、それぞれの状況に即して「具体的な取り組み」を順次進めていくこととします。14 ページからは、「具体的な取り組み」について内容を説明します。

計画の目標

具体的な取り組み





第3章 推進のための取り組み「具体的に何をしますか」

1 家庭における読書活動の推進

①家庭読書の日・読書週間の推進

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
大人の「読書離れ」によって、身近な大人が読書をする姿を見ることが少ない。保護者が読書をしなければ、子どもも読書をしなない。読書は子どもの学力向上に不可欠であるため、家庭の果たす役割は大きい。町の読書推進に対する姿勢を示す。	家庭での読書(家読:うちどく)の推進は、子どもへの読書習慣を根付かせるとともに、家族の絆が深まるという側面もあり大変有意義な取り組みである。「家庭読書の日・読書週間」(あるいは「家庭における10分間読書」)を条例化するなど、全庁的な読書の推進を目指す。	新規 中期	全ての機関

②すすくブックタイム事業の充実

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
10ヵ月健診の対象者に対して毎月1回保健センターで実施し、本との出会いの場を提供。読み聞かせのほか、絵本のプレゼントやお薦め本のリストを配布。那珂川町図書館では、すすくブックタイム事業で紹介した絵本の紹介などを行っている。健診は医療機関で実施しており、案内は対象者すべてに行うが、事業に参加する人は希望者に限られている。	すすくブックタイム事業に参加したくても行くことができない保護者に対するフォローが必要。対象の月に参加できなかった人へ個別に案内状を送り、ほかの月での参加を可能にしたり、母子手帳交付時に案内したりするなど事業の充実に努める。また、那珂川町図書館では、すすくブックタイム事業で紹介された絵本の紹介を行うなど、連携した取り組みを推進する。	充実 短期	子育て支援センター、 子育て支援課、 那珂川町図書館

③乳幼児期の啓発

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
すすくブックタイム事業の対象者である10ヵ月健診の対象者以外については、啓発を行っていない。発達段階に応じた啓発が必要。特に読書習慣の定着を図るうえで、乳幼児期の啓発は重要である。	乳幼児を対象とした教室等で、那珂川町図書館のお薦めの絵本をポスターや展示等で紹介し、本に興味を持ってもらうとともに、図書館に行くきっかけづくりを行う。	新規 中期	保健センター、 那珂川町図書館

④乳幼児学級・家庭教育学級での啓発

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
就学前の保護者を対象とした乳幼児学級、小中学校の保護者を対象とした家庭教育学級の学級生に対しては、特段啓発していない。各学級へは希望して参加されており、学級生の意識はもとも高いと思われるが、改めて読書の意義や素晴らしさを啓発し、学級生以外の保護者にも発信してもらうことが重要である。	1年間に1回、おはなし会や作家などによる講演会を開催し、読書の素晴らしさを啓発する。	新規 短期	社会教育課

⑤支援が必要な子どもたちへのサービスの実施

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
障がいのある子どもに対するサービスである日常生活用具給付事業の中で、活字文書読み上げ装置等購入の補助などを実施。障害者手帳の交付時に案内している。また、那珂川町図書館では、拡大読書器を常設しているほか、全国の図書館と連携して録音図書無料送付サービスを実施している。PR不足が課題である。	だれでも等しく読書ができる環境をつくるため、関係機関が連携を強化しPRを行い、必要な支援の充実に努める。	継続 -	福祉課、 那珂川町図書館

【用語解説】 家読

「家読」は「家庭読書」の略で、「うちどく」と読む。家読を提唱し、普及活動をしている「家読推進プロジェクト」によると、家読は「朝読(朝の読書)」の家庭版で、朝読が学校で行われるのに対し、家読は家庭で家族と一緒に読書し、感想を話し合うことにより家族のコミュニケーションが深まるとされている。～国立国会図書館「国際子ども図書館」ホームページより

◆◆実施区分の見方◆◆

「新規」はこれから新たに取り組むもの、「継続」はすでに取り組んでいるもので今後も続けるもの、「充実」は「継続」の中でもいっそう取り組みを強化するものを表す。また、「短期」は2年以内、「中期」は3～4年以内、「長期」は5年以内の実施を目指している。

第3章 推進のための取り組み「具体的に何をしますか」

2 地域における読書活動の推進

(1) 那珂川町図書館

① 子ども読書コーナーの充実

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
子どもの発達段階に合わせ、赤ちゃん向けの絵本コーナー、児童書コーナー、ヤングアダルトコーナーなど、子どもや保護者のニーズに応じた図書コーナーの充実を図っている。また、児童書コーナーでは夏休みに調べ学習に関する展示を行うなど、毎月テーマ展示を行っている。保護者にとっては、子どもの発達段階に合わせて本を選ぶことも重要な要素である。ただし、選書に慣れていない保護者が選書しやすい工夫が必要である。	選書に慣れていない保護者に本を手にとってもらえるように、子どもの発達段階に合わせた工夫を凝らしたコーナーづくりや「司書のおすすめ本」を紹介するなど、さらなる充実を図る。	充実 短期	那珂川町図書館

② おはなし会の実施

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
毎週木曜日に開催する赤ちゃん向けの「ごろりんらっこおはなし会」、第1から第3土曜日まで開催する乳幼児から小学校低学年まで向けの「てくてくべんぎんおはなし会」、第4土曜日に開催する小学校高学年向けの「ふむふむしろくまおはなし会」など、子どもの発達段階に応じたおはなし会を実施。	子どもの発達段階に応じたおはなし会を継続して実施し、本に親しむ機会の提供を図る。	継続 —	那珂川町図書館

③ 講座・ワークショップなどのイベントによる啓発

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
読書に関する講座や原画展、ワークショップや読書感想画展などのイベントを開催し、読書の重要性を啓発。課題は、家族に向けた啓発の実施。	講座やワークショップなどを継続して開催し、本に親しむ機会の提供を図る。ミリカローデン那珂川で開催される家族向けのイベントで、イベントに関連した本の展示などを行い、家族で本に触れ合う機会を提供し、家庭での読書推進を目指す。	継続 —	那珂川町図書館

④ 子ども読書の日

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
4月23日の「子ども読書の日」に関連付けた4月の「子ども読書週間」にはおはなし会を実施するとともに、スタンプラリーや1日司書体験などを開催している。	より多くの人にイベントに参加してもらう工夫をし、家族を巻き込んだ読書推進を目指す。	充実 短期	那珂川町図書館

⑤ 支援が必要な子どもたちへのサービスの実施

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
拡大読書器や対面朗読室を常設しているほか、筆談器を用意している。全国の図書館と連携して録音図書の無料送付サービスを実施しているほか、布の絵本を設置するなど読書に障がいのある乳幼児の読書活動を支援している。PR不足が課題である。	だれでも等しく読書ができる環境をつくるため、関係機関と連携を強化しPRを行い、必要な支援の充実を図る。	継続 —	那珂川町図書館

⑥ 団体貸出の実施

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
登録した学校や読書ボランティア団体などに対して本と道具を貸出。300冊まで貸出可能。期間は2ヵ月間。主に学級文庫や読書ボランティア団体などが活用しており好評である。	継続して団体貸出を実施し、学校や読書ボランティア団体などの支援を図る。	継続 —	那珂川町図書館

【用語解説】 ヤングアダルトコーナー

Young Adult(ヤングアダルト)、略してYA(ワイエー)。アメリカで13歳から19歳までの世代の人たちに対して使われている言葉で、「若い大人」という意味。ヤングアダルトサービスは中学生や高校生など主に10代を対象にした図書館の仕事で、図書館に関心がなくなるこの年代に対し、本への興味を引き続き持ち続けてもらうよう努めている。具体的には、ヤングアダルトコーナーという展示コーナーを設置し、中学生や高校生が興味をひく本などを展示している。

第3章 推進のための取り組み「具体的に何をしますか」

2 地域における読書活動の推進

(1) 那珂川町図書館

⑦ 学校貸出の充実

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
学校の先生が那珂川町図書館に来る手間と選書をする手間がかからない学校貸出セットを19セット(1セット40冊。期間2ヵ月)用意し、学校からの要望を受けて運搬している。PR不足もあつてか、利用が少ない状況である。	業務多忙な先生に学級文庫などで利用してもらうことを目的に創設した学校貸出セットであるが、小中学校に限らず幼稚園や保育所、高校にもPRするとともに選書も工夫し、利用拡大を目指す。	充実 中期	那珂川町図書館

⑧ 除籍図書の活用

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
除籍本を博多南駅や町立公民館、町内の学校へ提供し、活用している。除籍本といっても古い本ばかりではなく、ベストセラーの複本(複数の本)などもある。	今後も除籍本の有効活用を図る。	継続 —	那珂川町図書館

⑨ 図書館司書の派遣

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
学校からの要望を受け、小学校のおはなし会や中学校のブックトークなどに図書館司書を派遣し、児童・生徒の読書活動の普及に努める。学校間での格差有り。今後全校に派遣するようになれば、司書の人員確保のための人件費が必要になる。	学校からの要望を受け、おはなし会やブックトークなど、図書館司書を学校に派遣し、学校間の格差をなくす方法を検討する。	継続 —	那珂川町図書館

⑩ 学校との連携

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
平成23年度に初めて那珂川町図書館と学校司書との連絡会を開催。連携が不可欠である。	年1～2回定期的に那珂川町図書館と学校司書、司書教諭との連絡会を開催し、効果的な資料の提供を行うとともに情報交換を行い連携を図る。	充実 中期	那珂川町図書館、 学校教育課、 小中学校、 高等学校

⑪ 読書ボランティアの育成

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
初級講座を年3回開催し、読書ボランティアの育成を図っている。読書ボランティアの裾野拡大と、レベルに応じた講座の開設が課題である。	初級講座は今後も継続して開催し、ボランティアの裾野拡大を図る。また、新設した中級講座も継続して開催し、レベルに応じた研修会の開催に努める。	継続 —	那珂川町図書館

⑫ 読書ボランティアの支援・啓発

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
那珂川町図書館では読書ボランティアの活動内容などの情報を館内に掲示したり、配布したりしている。また、ホームページで情報を発信し、PRに努めている。ボランティア支援センターでは関係機関からの要望を受け、ボランティア団体とのコーディネート役を担っている。	読書ボランティアが発信するおはなしなどの情報は、従来どおり館内に掲示および配付する。また、合わせてホームページで情報を発信していく。さらに、ボランティア支援センターでは関係機関からの要望を受け、読書ボランティアとのコーディネートを図る。	充実 短期	那珂川町図書館、 ボランティア支援センター

⑬ 移動図書館車の運行

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
現在は運行していないが、子どもたちが身近な場所で本と触れ合い、本に親しむ環境を整えるため移動図書館車を導入する。移動図書館車は町内を巡回するため、町の読書活動推進の広告塔としても有効である。図書館車の購入費だけでなく、運転手や司書の人件費などの恒常的な予算確保が必要である。	子どもたちの興味や関心に応える図書を身近に提供し、読書に親しむことができる環境を整えるため、幼稚園・保育所(園)・小中学校・高校・公民館などの公共施設を定期的に巡回訪問する移動図書館車の導入に向けて検討を進める。特に学校へ定期運行することで、学校と那珂川町図書館の連携が大幅に向上する。将来的には、他校(施設)との相互貸借が可能となるシステムの導入と併せ検討を進める。	新規 長期	社会教育課、 那珂川町図書館、 学校教育課

第3章 推進のための取り組み「具体的に何をしますか」

2 地域における読書活動の推進

(1) 那珂川町図書館

④ 図書館の利用推進

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
家庭での読書活動の意義や、那珂川町図書館利用カードの作成と継続的な図書館の利用についての啓発が必要である。	小中学校新1年生の最初の参観日や保育所・幼稚園の保護者が多く集まる機会に、那珂川町図書館職員が訪問し、家庭での読書活動の意義や子どもと保護者それぞれの利用カードの作成と継続的な図書館の利用について啓発を行い、利用者の拡大に努める。	新規 中期	那珂川町図書館、 小中学校、 高等学校、 保育所(園)、 幼稚園

(2) 町立公民館

① 図書コーナーの充実

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
那珂川町図書館の除籍図書を受け入れ、活用している。また、那珂川町図書館から団体貸出200冊(7割が子ども向け)を受け、2か月サイクルで北地区公民館、中央公民館、南地区公民館に配置し、図書コーナーの蔵書の充実を図っている。しかし、10年以上新刊を購入しておらず、利用者にとっては魅力に乏しい蔵書となっている。	那珂川町図書館の除籍図書および団体貸出の活用を図るとともに、新刊本を購入するなど蔵書の充実を図る。また魅力あるコーナーづくりに努め、利用者が本を手にとってみたくなる工夫を図る。	充実 短期	社会教育課

(3) 恵子児童館

① 図書室の利用推進

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
気軽に立ち寄れる図書室であるため、小さな子ども連れでも利用しやすい。蔵書3,000冊のうち、9割が子ども向け。毎年30冊程度購入。情報のPR不足が課題である。	小さな子ども連れでも利用しやすいというメリットをPRするとともに、図書室の蔵書の充実を図り利用の推進に努める。	継続 —	恵子児童館、 人権政策課

② おはなし会の実施

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
毎月第2水曜日に、おはなしボランティア「かみふうせん」が読み聞かせを行っている。0歳から4歳までが対象であるため年齢層が広く落ち着かないところもあるが、わらべうたや手遊びなど親子で楽しめる自由な雰囲気でのリピーターも多い。	自由な雰囲気であるため、子どもが騒ぐことが気になる保護者にとっては最適な環境。継続しておはなし会を開催し、読書の魅力を啓発する。	継続 —	恵子児童館

(4) 子育て支援センター「すくすく」

① おはなし会の実施

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
すくすく広場で絵本の読み聞かせを行っている。	すくすく広場で絵本の読み聞かせを行い、読書の意義・必要性を啓発する。	継続 —	子育て支援センター

② 保護者へのはたらきかけ

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
絵本の貸出を行い、家庭での読書の推進を図っている。蔵書が少ないこと、本についてアドバイスできる職員が少ないことが課題である。	那珂川町図書館の団体貸出などを利用して魅力ある絵本の蔵書の充実を図るとともに、子育て支援センターらしく保護者向けの育児本の充実を図り、家庭での読書を薦める取り組みを強化する。また、保護者に対して本のアドバイスができるよう、保育士の資質の向上に努める。	充実 短期	子育て支援センター

第3章 推進のための取り組み「具体的に何をしますか」

2 地域における読書活動の推進

(5) 博多南駅前ビル

①図書コーナーの充実

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
平成23年度から博多南駅前ビル3階に那珂川町図書館の除籍本を活用した図書コーナーを設置している。蔵書数は1,500冊程度。児童書は無い。那珂川町図書館の本の返却もできる。しかし、現在のところ利用者は少ない状況である。	マットなどを敷いて環境を整え、親子でふれあいながら読書ができるスペースを確保するよう努める。また、駅前ビルに図書コーナーがあることを積極的に広報し、周知に努める。	充実 短期	都市計画課、 住民課、 那珂川町図書館

(6) 子育てサロン

①おはなし会の実施

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
区公民館で実施している「今光ぴーすくらぶ」や「松木区子育てサロン」、「中原区子育てサロン」などの活動内で読み聞かせを実施。就園前の子どもや保護者が集い、元気あふれるアットホームな会となっている。	クリスマスのおはなし会など、季節のイベントに合わせて趣向を凝らし、楽しんでもらえるよう努める。	継続 —	社会福祉協議会

3 学校等における読書活動の推進

(1) 保育所（園）

①読み聞かせや読書の時間の充実

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
子どもたちが自ら絵本に親しめるように、子どもの身近な場所にいろんなジャンルの絵本を設置するなどの環境をつくっている。また、保育士は年齢に合わせて毎日絵本の読み聞かせを行っている。ほとんどの子ども達は本が大好きだが、保護者が絵本に関心がなかったり、忙しくて絵本を購入する時間や図書館に行く時間がなかったりし、絵本に親しむ環境がもてない家庭がある。	絵本をできるだけたくさん読んであげることで、絵本や物語に親しむ環境づくりを行う。保護者の意識を高め、小さいうちからの読み聞かせの大切さに気づいてもらえるよう働きかけをしていく。	充実 短期	保育所(園)、 子育て支援課

②読書スペースの確保と充実

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
図書室の規模までは必要ないが、ちょっとした図書スペースの確保が必要である。	遊戯室などに本棚を設置してマットなどを敷き、子どもたちが自由に絵本に接することができる図書スペースを確保し、読書環境の整備に努める。	新規 中期	子育て支援センター、 子育て支援課

③保護者へのはたらきかけ

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
絵本の貸出を行い、家庭での読書の推進を図っている。蔵書を充実させるとともに、保護者への啓発を図ることが課題である。	那珂川町図書館の団体貸出などを利用して魅力ある絵本の蔵書の充実を図るとともに、推薦図書リストなどを配布し、家庭での読書を推進する。	継続 —	子育て支援センター、 子育て支援課

(2) 幼稚園

①読み聞かせや読書の時間の充実

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
毎日、絵本や紙芝居などの読み聞かせを実施している。	絵本をできるだけ多く読んであげることで、絵本や物語に親しむ環境づくりを行う。	充実 短期	幼稚園

②読書スペースの確保と充実

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
図書室の規模までは必要ないが、ちょっとした図書スペースの確保が必要である。	遊戯室などに本棚を設置してマットなどを敷き、子どもたちが自由に絵本に接することができる図書スペースを確保し、読書環境の整備に努める。	新規 中期	幼稚園、 学校教育課

第3章 推進のための取り組み「具体的に何をしますか」

3 学校等における読書活動の推進

(2) 幼稚園

③保護者へのはたらきかけ

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
絵本の読み聞かせを行う際に絵本を紹介する。蔵書を充実させるとともに、保護者への絵本の紹介や貸出を行い、保護者への啓発を図る。	那珂川町図書館の団体貸出などを利用して魅力ある絵本の蔵書の充実を図り保護者への貸出の検討を行うほか、推薦図書リストなどを配布し、家庭での読書を推進する。	新規 中期	幼稚園

(3) 学童保育所

①読み聞かせや読書の時間の充実

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
学童にいる短い限られた時間の中にも、できるだけ読書をする時間を確保している。	絵本や紙芝居などの読み聞かせを行い、絵本や物語に親しむ時間の確保を図るとともに、那珂川町図書館の団体貸出などを利用して児童が読みたいときに本が読める環境づくりに努める。特に、夏休みなどの長期休暇の際は、児童が積極的に読書活動を推進できるよう努める。	充実 短期	学童保育所、 子育て支援課

(4) 小・中学校

①読書の習慣化の取り組み

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
週1回実施している学校や昼掃除の後に実施している学校など、学校の方針で取り組み方に違いがある。10分間という時間を捻出することが課題。学校によって状況が異なる。	毎朝実施することで、遅刻や不登校が減ったり、落ち着きがでたりと効果が現れているところもある。そこで、短時間であっても読書の習慣化を図る取り組みを工夫する。	新規 中期	小中学校

②学校司書の配置充実

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
平成22年度は、小中学校全10校を1名で担当していた。平成23年度からは2名体制となり、1名で5校を担当している。1週間かけて5校を訪問し、図書の整理などを行っている。平成24年度からは福岡女子商業高等学校を含めた11校で3名体制となった。司書教諭は学級担任との兼務であり、図書館運営に関しての絶対的な時間が確保できない状況であるため、学校司書配置のさらなる充実が必要。新たな人員配置となるため、恒常的な予算確保が必要。複数校を1名で担当するよりも、1校を1人で担当する方が効果的である。そのため、各校へ学校司書を配置する必要がある。	子ども読書活動の推進にあたっては、推進の中核は小中学校の図書館となる。そのため、専任スタッフである学校司書の各校配置を目指す。また、児童生徒や教職員を支援する体制づくりにも努める。司書教諭としての業務が行える時間を確保できるように勤務体制の整備を検討する。	充実 中期	学校教育課

③司書教諭の勤務体制の整備

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
学校司書が学校図書館の運営を行っても、学習と本を結びつけるのは司書教諭である。そのため、現在学級担任との兼務となっている勤務体制を整備し、読書活動の推進に向けた業務に携わることができる環境を整えることが必要である。	司書教諭は各学年の学習指導と学校図書館とをコーディネートし、校内での読書の推進を図るうえで重要な役割を担う。そのため、司書教諭が読書活動の推進に向けた業務について関わりを持つことができる勤務体制の整備に努める。	新規 長期	小中学校

第3章 推進のための取り組み「具体的に何をしますか」

3 学校等における読書活動の推進

(4) 小・中学校

④学校図書館イベントの充実

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
4月23日の「子ども読書の日」、4月23日から5月12日までの「こどもの読書週間」、10月27日から11月9日までの「読書週間」などに関連付けたイベントの充実を図る。現在は、学校間での取り組みにばらつきがある。	普段学校図書館に来ない子どもを呼び込み、読書のきっかけづくりを行うイベントの充実を図り、学校全体で読書の推進を目指す。	新規 中期	小中学校

⑤長期休業中の学校図書館の開放

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
中学校では学校司書が勤務している時間のみの長期休業中も図書館を開放しているが、部活が終わった生徒たちが読書や宿題のために利用しており好評である。小学校においても開放を検討する。	実現に向けては学校司書の配置と安全面の確保が大きなポイントとなる。利用したいときにいつでも利用できる学校図書館を目指し、長期休業中も学校図書館を開放し、児童生徒が読書に親しむことのできる環境づくりを図る。	新規 中期	学校教育課 社会教育課

⑥読書活動推進のための年間指導計画の策定

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
中学生になっても調べ学習の方法がわからない生徒がいる。読書活動の推進が、学校図書館だけでなく学校全体での取り組みへとなるように拡大充実を図る。学校のカリキュラムには入っているが、実践できていない状況。図書館資料の活用を授業に組み込む必要がある。	各学校において司書教諭が読書活動推進のための「年間指導計画」を策定し、教職員全体が学校図書館の意義と役割、読書活動の重要性を認識した図書館オリエンテーションなどの実践を行うことができるよう、学校全体での読書活動の推進を目指す。さらに、学齢ごとに各教科の調べ学習などの学習指導において、学校図書館資料や情報を活用した指導計画を策定し効果的な学校図書館運営を目指す。また、実践した内容を各校で情報交換して情報の共有化を図り、指導内容の充実に努める。	継続 —	小中学校

⑦学校図書館資料の整備・充実

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
学校図書館の蔵書率は、南畑小学校で100%を達成している以外は小学校で83%から90%程度、中学校では74%程度にとどまっている。また、蔵書の中には改訂された教科書に対応していない古い本も多く、授業に活用できていない。学校図書館の蔵書の量と質を向上させる必要があるが、スペースと予算が必要である。	児童生徒が関心を持つ図書や、各教科の学習を進めるうえで必要な図書の充実に努める。学校図書館が読書センターおよび学習・情報センターとしての機能を果たすために、「学校図書館図書標準」を基準に蔵書の量と質の充実に目指す。そのためにも、図書購入費の増額と恒常的な予算確保に努める。	継続 —	小中学校、 学校教育課

⑧学校図書館施設の整備・充実

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
学校図書館は十分な広さがなく、規定の蔵書を収納するスペースが不足。また、1クラス分の机やイスなどが確保されていないため、図書館で調べ学習ができない。さらに、図書館内は雰囲気暗いうえに必要な資料を素早く手に取ることができる配架になっておらず、児童生徒に親しまれる場所(施設)となっていない。	学校図書館の施設の整備については、学校全体の大規模改造工事に合わせて段階的に改修を目指す。また、コーナーづくりや季節の展示をはじめ、配架やレイアウトを創意工夫し、児童生徒の多様なニーズに応えられる魅力ある学校図書館を目指す。	充実 長期	小中学校、 学校教育課

⑨児童・生徒委員会活動の充実

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
小学校では図書委員が本の整理や修理などを手伝い、中学校では、昼休みに図書の貸出と返却を行っている。学校図書館の運営に児童生徒のアイデアが生きるよう委員会活動の活性化が必要である。	児童生徒の視点を図書館運営に生かすことは重要。図書館のコーナーづくりやポップの作成、イベント開催時などは、委員会活動の中で積極的に児童生徒のアイデアを生かして図書館の運営を図る。	継続 —	小中学校

第3章 推進のための取り組み「具体的に何をしますか」

3 学校等における読書活動の推進

(4) 小・中学校

⑩学級文庫の設置・充実

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
学級文庫の設置については、担任の先生に委ねられている状況。那珂川町図書館や学校図書館から貸出を受けているところもあるが、設置には学校間や学級間で格差がある。設置スペースの確保が必要である。	身近に本があることが児童生徒の読書意欲を高めるため、先生が中心となり、那珂川町図書館の学校貸出セットや団体貸出などを活用しながら、学級文庫の設置及び充実に努める。	継続	小中学校

⑪学校図書館だよりの発行・充実(保護者へのはたらきかけ)

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
毎月発行している学校や学期毎に発行している学校など、各校によって差がある。中学校では生徒が作成しているが、小学校では司書教諭や学校司書が作成している。ホームページを活用した情報発信が課題である。	図書館だよりの発行は、児童生徒にとどまらず、保護者への啓発手段としても有効である。司書教諭と連携のもとに学校司書が中心となり、図書委員も参画させ、創意工夫しながら定期的な発行を目指す。また、おはなし会の情報などもホームページを活用して情報発信するように努める。	継続	小中学校

⑫読書ボランティアの活動・充実

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
那珂川町の小・中学校では、約200名の読書ボランティアが活動している。各校で活動内容は異なるが、朝の読みかせや、昼休み・授業時間・バザーなどのおはなし会を主に行っている。また、学校図書館の図書整理や環境整備など、図書館の充実に資する活動も行っている。読書ボランティアで「那珂川町立小・中学校読書ボランティア連絡会」を立ち上げ、各学校の代表者が月に1回集まって定例会を開き、情報交換や連絡をして連携を深めている。ボランティアの人員と活動費の不足が課題である。	子どもの読書推進にあたり、読書ボランティアが行う朝の読み聞かせやおはなし会は、学校図書館を利用しない子どもや本を手にとらない子どもが本に触れる貴重な機会となっている。読書ボランティアが現在の活動内容の向上や新たな人員確保を行うために研修会などを開催しているが、その活動費を確保できるように努める。	継続	学校教育課 社会教育課

⑬読書ボランティアとの連携

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
児童生徒の読書活動にかかわる各ボランティアと学校司書、司書教諭が連携し、活動の推進と育成を図る必要がある。	小中学校で読み聞かせを行う読書ボランティア、学校図書館で本の修理や整備などを行う図書館ボランティアと学校(教務主任、司書教諭、図書司書)が定期的連絡会を開催し、情報交換と連携を図れるように努める。	充実 短期	小中学校

⑭学校間の連携の推進

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
学校間の情報交換をする場がなく、連携が取れていない。司書教諭や学校司書が中心となり、各校の課題解決に向けた議論を行う場が必要である。	小中学校における取り組みの情報を共有化し、各校における読書活動の推進を図るため、教育委員会が主体となって司書教諭や学校司書を中心とした図書部会の設置について検討する。	新規 中期	小中学校、 学校教育課

⑮那珂川町図書館との連携

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
団体貸出や学校貸出セットの貸出のほか、出張おはなし会や出張ブックトークなどがあるものの、利用している学校に格差がある。那珂川町図書館と学校司書、司書教諭が連携し、必要な情報を共有化する必要がある。	那珂川町図書館が実施している団体貸出や学校貸出セットを活用し、授業に必要な本、児童生徒からのリクエスト、学級文庫の充実に努める。また、那珂川町図書館と連携しながら、学校の状況に応じたおはなし会やブックトークを開催し、読書に親しむきっかけづくりに努める。さらに、図書館見学や職場体験などの機会を通して、読書の魅力に気づいてもらうよう努める。	継続	小中学校、 那珂川町図書館

第3章 推進のための取り組み「具体的に何をしますか」

3 学校等における読書活動の推進

(5) 高等学校

① 毎朝10分間読書の取り組み

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
毎朝、ショートホームルーム前の10分間で校内一斉読書を実施している。本は各自で用意しており、読んでいる本に個人差がある。ケータイ小説を読む生徒が多い。	読書の習慣付けを行うため、継続して全学年で実施。読書の幅を広げるため、平成24年度から全クラス一斉に同じ本を読む「集団読書」や全クラスへの学級文庫も設置した。引き続き読書環境の充実に努める。	継続	高等学校

② 学校司書の配置充実

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
現在1名の配置。平成24年度からは、小中学校の学校司書も兼ねている。学校図書館が図書館として機能するためには、専門の知識を持った図書司書が必要。司書教諭はクラス担任、部活動などで多忙であり、図書館の整備や資料収集などに時間を割くことが極めて難しい。	高校生の読書活動の推進には、学校図書館が推進の中核となる。そのため、専任スタッフである学校司書を配置し、生徒や教職員を支援する体制づくりを図る。	充実 中期	高等学校、 学校教育課

③ 司書教諭の勤務体制の整備

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
学校司書が学校図書館の運営を行っても、学習と本を結びつけるのは司書教諭である。そのため、現在学級担任との兼務となっている勤務体制を整備し、読書活動の推進に向けた業務に携わることができる環境を整えることが必要である。	司書教諭は各学年の学校図書館における学習指導を行い、校内での読書推進を図るうえで重要な役割を担う。そのため、司書教諭が読書活動の推進に向けた業務について関わりを持つことができるような勤務体制の整備に努める。	新規 長期	高等学校

④ 学校図書館イベントの充実

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
10月27日から11月9日までの「読書週間」などに関連付けて、図書館まつりなどのイベントを実施。図書委員会が作成したしおりをプレゼントしたり、先生からのお薦め本を冊子にして配布している。	普段学校図書館に来ない生徒を呼び込み、読書のきっかけづくりを行うイベントの充実を図り、学校全体で読書の推進を目指す。イベントの内容については、引き続き図書委員会が主体となって企画運営する。	継続	高等学校

⑤ 長期休業中の学校図書館の開放

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
現在は学校司書が配置されており、生徒たちが読書や宿題のために利用できる。平成24年度からは小中学校の司書と兼務になったため、さらなる読書環境の充実に図るための方向性の検討が必要である。	実現に向けては学校司書の配置が大きなポイントとなる。利用したいときにいつでも利用できる学校図書館を目指し、長期休暇中も学校図書館を開放し、生徒がいつでも読書に親しむことができる環境づくりを図る。	充実 中期	高等学校

⑥ 読書活動推進のための年間指導計画の策定

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
読書活動の推進が、学校図書館だけでなく学校全体での取り組みに繋がるよう充実に図る必要がある。そのためには、司書教諭と学校司書が連携し、図書館資料の活用を計画的に授業に組み込む必要がある。	各学校において司書教諭が読書活動推進のための「年間指導計画」を策定し、教職員全体が学校図書館の意義と役割、読書活動の重要性を認識させ、学校全体での読書活動の推進を目指す。さらに、学年ごとに各教科の調べ学習などの学習指導において学校図書館資料や情報を活用した指導計画を策定し、効果的な学校図書館運営を目指す。	継続	高等学校

第3章 推進のための取り組み「具体的に何をしますか」

3 学校等における読書活動の推進

(5) 高等学校

⑦学校図書館資料の整備・充実

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
学校図書館の蔵書率は、半分程度にとどまっている。(全国学校図書館協議会、学校図書館メディア基準より算出)また、蔵書の中には改訂された教科書に対応していない古い本も多く、授業に活用できていない。学校図書館の蔵書の量と質を向上させる必要があるが、スペースと予算が必要である。	ヤングアダルト向けの図書や各教科の学習を進めるうえで必要な図書、さらに就職や進学に役立つ図書の充実に努める。学校図書館が読書センター及び学習・情報センターとしての機能を果たすために、「学校図書館図書標準」を基準に蔵書の量と質の充実にを図る。そのためにも、図書購入費の増額と恒常的な予算確保に努める。	継続	— 高等学校

⑧学校図書館施設の整備・充実

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
学校図書館は十分な広さがなく、規定の蔵書を収納するスペースが不足。また、図書館内は雰囲気は暗く、生徒に親しまれる場所(施設)となっていない。	学校図書館の施設の整備については、段階的に改修を目指す。また、コーナーづくりや季節の展示をはじめ、配架やレイアウトを創意工夫し、生徒の多様なニーズに応えられる魅力ある学校図書館を目指す。	継続	— 高等学校

⑨生徒図書委員会活動の充実

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
各クラスから2名ずつ、計36名で構成する図書委員会は、本の整理や修理、コーナーづくりやポップの作成、未返却者への督促などの図書館運営の基本的な業務をはじめ、図書イベントの企画運営や図書館だよりの発行など主体的に活動している。	引き続き図書委員会のアイデアを生かしながら、図書館の運営を図る。また、福岡地区の図書委員合同研修会に参加し、他校との情報交換や委員の資質向上に努めるとともに、図書委員会の活性化を学校全体での読書活動の推進につなげる。	継続	— 高等学校

⑩校内読書感想文コンクールの実施

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
夏休みに読書感想文を書いてもらい(1,2年生が対象)、2学期に表彰する。	引き続きコンクールなどの機会を設定し、読書をするきっかけづくりに努める。	継続	— 高等学校

⑪那珂川町図書館との連携

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
団体貸出や学校貸出セットの貸出のほか、出張おはなし会や出張ブックトークなどがあるものの、あまり利用していない状況。那珂川町図書館と学校司書、司書教諭が連携し、必要な情報を共有化する必要がある。	那珂川町図書館が実施している団体貸出や学校貸出セットを活用し、授業に必要な本、生徒からのリクエストに応えることができるよう努める。また、那珂川町図書館と連携しながら、学校の状況に応じたブックトークなどを開催し、読書に親しむきっかけづくりに努める。	充実 短期	高等学校

⑫学校図書館通信ライブラリーの発行・充実

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
毎月図書委員会で作成し、全生徒へ配布(B4両面)。福岡地区の図書委員合同研修会では、他校の図書だよりを見たり、作成の工夫を話し合うなど生徒の刺激になっている。	他校の図書館だよりに参考しながら、図書委員会の創意工夫により、生徒の目線に立った充実した図書館だよりの作成発行に努める。	継続	— 高等学校

⑬地域との交流推進

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
生徒が地域に出向いておはなし会や朗読会を行い、学校と地域の読書活動推進に努める。町外の他校では、小学校を訪問して読み聞かせなどを行っているところがある。	大人ではなく年齢の近い高校生に来てもらい、本の素晴らしさを伝えてもらうことは非常に有意義であり、子どもへの影響力は計り知れない。校外での活動の一環として検討を図る。	新規 中期	高等学校

第3章 推進のための取り組み「具体的に何をしますか」

4 子どもの読書活動推進に向けた環境の整備

①学校司書・司書教諭の配置充実

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
平成24年度からは2名体制となり、1名で5校を担当し図書の整理などを行っている。学校図書館の本の整理を行うことが主で、図書館の運営までは十分に行うことができていない状況。一方、司書教諭は学級担任との兼務であり、図書館資料を活用した各学年の学習指導どころか図書館運営に関しての絶対的な時間が確保できない状況。学校司書については新たな人員配置となるため、恒常的な予算確保が必要である。	子ども読書活動の推進にあたっては、推進の中核は各学校の図書館となる。そのため、専任スタッフである学校司書を各校に配置し、児童生徒や教職員を支援する体制づくりを目指す。一方、司書教諭は各学年の学習指導と学校図書館とをコーディネートし、校内での読書の推進を図る必要があるため、読書活動の推進に向けた業務について関わりを持つことができるように努める。	充実 長期	学校教育課、 小中学校、 高等学校

②学校図書館施設の整備・充実

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
学校図書館は十分な広さがなく、規定の蔵書を収納する絶対的なスペースが不足。また、1クラス分の机やイスなどが確保されていないため、図書館で調べ学習ができない。	学校図書館の施設の整備については、校舎全体の将来にわたる利用を勘案しながら計画的かつ総合的に実施する必要があるため、学校全体の大規模改造工事に合わせて段階的に改修を目指す。改修するまでは、コーナーづくりや季節の展示をはじめ、配架やレイアウトを創意工夫し、児童生徒の多様なニーズに応えられる魅力ある学校図書館づくりに努める。	継続 —	学校教育課、 小中学校、 高等学校

③那珂川町図書館と学校図書館及び公共図書館(室)とのネットワーク化

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
那珂川町図書館のシステムを学校図書館や公共施設の図書館(室)とネットワーク化し、学校間をはじめ公共図書館(室)の相互利用を可能にする必要がある。	公共図書館(室)のシステムおよび図書館利用カードを統一し、ネットワーク化することで公共図書館(室)の総合的な蔵書検索が可能となる。読みたい本の所在が容易に分かるため、先進地の状況も勘案しながら相互貸借ができるシステムの導入に向けて検討を進める。	新規 長期	社会教育課、 那珂川町図書館、 学校教育課、 小中学校、 高等学校、 恵子児童館

④移動図書館車の運行

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
現在は運行していないが、子どもたちが身近な場所で本と触れ合い、本に親しむ環境を整えるため移動図書館車を導入する。移動図書館車は、町内を巡回するため町の読書活動推進の広告塔としても有効である。近隣の市町では概ね運行している。図書館車の購入費だけでなく、運転手や司書の人件費などの恒常的な予算確保が必要である。	子どもたちの興味や関心に応える図書を身近に提供し、読書に親しむことができる環境を整えるため、幼稚園・保育所(園)・小中学校・高校・公民館などの公共施設を定期的に巡回訪問する移動図書館車の導入に向けて検討を進める。特に学校へ定期運行することで、学校と那珂川町図書館の連携が大幅に向上する。将来的には他校(施設)との相互貸借が可能となるシステムの導入と併せ検討を進める。	新規 長期	社会教育課、 那珂川町図書館

⑤子ども読書に携わる関係者によるネットワークの充実

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
町内で子ども読書に携わる関係者が連携を強化する場が必要である。	子どもの読書活動の推進に向けて活動する人が一堂に会し情報提供できる場を那珂川町図書館が主体となって確保し、お互いの理解を深めて今後の活動に生かすことができるネットワークの充実に努める。	新規 長期	那珂川町図書館、 学校教育課、 社会教育課

⑥推進計画の進捗管理及び効果の検証

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
計画をつくるだけでなく、毎年計画の進捗管理を行い、課題などを明らかにしていく必要がある。	推進計画は5年ごとに見直しをする必要があるが、毎年計画の進捗状況の管理と効果の検証を行い計画の実効性を高めていく必要もある。そのため、アンケート調査を毎年定期的に行い、効果の検証を行うとともに、アンケート結果を学校へフィードバックして今後の取り組みの参考にして行く必要がある。計画の進捗管理は那珂川町子ども読書活動推進委員会の意見を聴いて行う。	新規 短期	社会教育課、 学校教育課

第3章 推進のための取り組み「具体的に何をしますか」

5 子どもの読書活動の普及啓発の推進

①家庭読書の日・読書週間の推進

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
大人の「読書離れ」によって、身近な大人が読書をする姿を見ることが少ない。保護者が読書をしなければ、子どもも読書をしな。読書は子どもの学力向上に不可欠であるため、家庭の果たす役割は大きい。町の読書推進に対する姿勢を示す。	家庭での読書(家読:うちどく)の推進は、子どもへの読書習慣を根付かせるとともに、家族の絆が深まるという側面もあり大変有意義な取り組みである。「家庭読書の日・読書週間」(あるいは「家庭における10分読書」)を条例化するなど、全町的な読書の推進を目指す。	新規 中期	全ての機関

②那珂川町図書館及び公共図書館(室)の広報活動の充実

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
那珂川町図書館は情報発信を行っているが、他の公共図書館(室)については積極的な広報活動を行っていない。図書館(室)があることさえ知られていない状況である。	図書館の貸出やおはなし会など、図書に関する情報は町のホームページなどで集約し、情報の提供に努める。	充実 短期	那珂川町図書館、 社会教育課、 恵子児童館

③児童生徒の那珂川町図書館見学、職場体験の取り組み

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
毎年図書館見学や職場体験を実施。「こどもの読書週間」に実施している1日司書体験と合わせて、継続した取り組みとして充実させる。	引き続き、児童生徒の那珂川町図書館への見学や職場体験、子ども読書週間に実施している1日司書体験などを行い、読書への興味関心を高めるとともに、読書の普及啓発活動の推進に努める。	継続 —	小中学校、 高等学校、 那珂川町図書館

④推進計画及び検証結果の公表

現状・課題	方向性	実施区分	担当部署
推進計画の進捗管理を行い効果の検証を図るとともに、検証結果を公表しPRを図る。	推進計画の進捗管理と定期的なアンケート調査により効果の検証を行い、計画の実効性を高めるとともに、広く住民へ公表し普及啓発を図る。	新規 短期	社会教育課

＜巻末資料＞

- 〔1〕 那珂川町子ども読書活動推進委員会設置条例
- 〔2〕 那珂川町子ども読書活動推進委員会委員名簿
- 〔3〕 那珂川町子ども読書活動推進計画策定検討会議設置要綱
- 〔4〕 那珂川町子ども読書活動推進計画策定検討会議委員名簿
- 〔5〕 策定経過
- 〔6〕 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 〔7〕 読書ボランティアグループ一覧

〔1〕那珂川町子ども読書活動推進委員会設置条例

(設置目的)

第1条 この条例は、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、那珂川町子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）の策定、見直し及び進捗管理を行い、子どもの読書活動に関する施策を推進するため、那珂川町子ども読書活動推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、本町の推進計画に関して次の各号に掲げる事項について検討及び協議を行うものとする。

- (1) 推進計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 推進計画の進捗管理に関すること。
- (3) その他目的達成のため必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者の中から教育委員会が委嘱し、10人以内の委員をもって組織する。

- (1) 識見を有する者 1人
- (2) 教育関係者 4人
- (3) 子どもの読書活動を推進する団体等が推薦する者 3人
- (4) 公募による住民 2人

(任期)

第4条 委員の任期は、5年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き議決することができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会の会議への出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員には、別に条例の定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、社会教育課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する

〔2〕那珂川町子ども読書活動推進委員会委員名簿

	氏名	所属
委員長	鬼塚 和代	那珂川町立小中学校読書ボランティア連絡会代表
副委員長	松井 恵美子	福岡県立図書館企画協力課長
委員	石兼 京子	那珂川町小中学校 PTA 連絡協議会
委員	吉岡 三枝	ぐるんぱ
委員	飯田 恵津子	青葉保育園園長
委員	谷 春枝	南畑・岩戸幼稚園園長
委員	高尾 美鈴	安德小学校校長
委員	足立 啓行	那珂川南中学校校長
委員	高柳 洋子	公募委員
委員	笠井 久枝	公募委員

〔3〕那珂川町子ども読書活動推進計画策定検討会議設置要綱

平成 23 年 12 月 1 日
教委要綱 第 7 号

(設置)

第 1 条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、那珂川町子ども読書活動推進計画（以下「計画」という。）を策定するための方策を検討することを目的として、那珂川町子ども読書活動推進計画策定検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 検討会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画策定に係る調査研究及び計画検討に関すること。
- (2) 子どもの読書活動を推進するための組織の連携に関すること。
- (3) 子どもの読書活動を推進する事業の見直しに関すること。
- (4) その他目的達成のため必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 検討会議は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 福祉課職員
- (2) 子育て支援課職員
- (3) 学校教育課職員
- (4) 社会教育課職員
- (5) 福岡女子商業高等学校職員
- (6) 小中学校図書司書
- (7) 福岡女子商業高等学校図書司書
- (8) 小中学校司書教諭
- (9) 人権センター職員
- (10) 那珂川町図書館職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、計画を策定するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 検討会議に委員長及び副委員長を置き、委員長には社会教育課職員を、副委員長には学校教育課職員をもって充てる。

- 2 委員長は検討会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 検討会議は、必要に応じ委員長が招集し、議長となる。

- 2 検討会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、社会教育課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、検討会議において定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

〔4〕那珂川町子ども読書活動推進計画策定検討会議委員名簿

	所属	役職	平成23年度	平成24年度
委員長	社会教育課	社会教育担当係長	松永 賢治	松永 賢治
副委員長	学校教育課	課長補佐兼教務担当係長	川添 勝伸	吉次 玲子
委員	福祉課	課長補佐	後藤 正彦	後藤 正彦
委員	子育て支援課	主事	白石 鈴奈	白石 鈴奈
委員	福岡女子商業高等学校	課長補佐兼事務担当係長	小川 愛子	井口 鉄舟
委員	学校教育課	図書司書	信國 雅子	信國 雅子
委員	福岡女子商業高等学校	図書司書	矢動丸 真子	矢動丸 真子
委員	片縄小学校	司書教諭	槇嶋 美恵子	堀尾 環
委員	人権センター	児童厚生員	岩崎 由樹巳	岩崎 由樹巳
委員	那珂川町図書館	図書係長	森本 京子	森本 京子

〔5〕策定経過

日 程	那珂川町子ども読書活動 推進計画策定検討会議	那珂川町子ども読書活動 推進委員会	内 容
平成 23 年 12 月 1 日	那珂川町子ども読書活動推進 計画策定検討会議設置		
平成 24 年 1 月 6 日	第 1 回検討会議		・目的、委員の役割、スケジュール等の説明
1 月 26 日	第 2 回検討会議		・事業・課題、改善策の検討 (子ども読書活動推進のための 具体的な取り組みについて)
2 月 10 日	第 3 回検討会議		・改善策・計画(案)の検討 (子ども読書活動推進のための 具体的な取り組みについて)
2 月 28 日	第 4 回検討会議		・計画(案)の検討 (子ども読書活動推進のための 具体的な取り組みについて)
3 月 22 日	第 5 回検討会議		・計画(案)の検討 (子ども読書活動推進のための 具体的な取り組みについて) ・アンケート内容の検討
4 月 1 日		那珂川町子ども読書活動推 進計画策定委員会設置	
6 月 13 日			・アンケート調査実施(~29日) ・アンケート調査集計(7~8月)
7 月 26 日		第 1 回委員会	・委員委嘱 ・目的、委員の役割、スケジュール等の説明
9 月 4 日	第 6 回検討会議		・アンケート調査結果の検討 ・計画[原案]の検討
9 月 12 日		第 2 回委員会	・検討会議で検討した「具体的 な取り組み」及びアンケート調 査結果の検討
10 月 19 日	第 7 回検討会議		・計画[原案]の作成
11 月 14 日		第 3 回委員会	・計画[原案]の検討・修正
12 月 4 日	第 8 回検討会議		・計画[中間案]の作成
12 月 20 日		第 4 回委員会	・計画[中間案]の検討・修正
平成 25 年 1 月 25 日	第 9 回検討会議		・計画[中間案]の検討・修正
3 月 6 日	第 10 回検討会議		・計画[最終案]の検討・修正
3 月 13 日		第 5 回委員会	・計画[最終案]の確認
3 月 21 日			・教育委員会協議
4 月 26 日			・教育委員会提案
4 月 26 日			・那珂川町子ども読書活動推進 計画発効

〔6〕子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な

体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

〔7〕読書ボランティア団体一覧

団体名	活動場所	主な活動
* 昼の読み聞かせボランティア	安徳小学校	・昼の読み聞かせ
* BOOK フレンズ	安徳小学校	・昼の読み聞かせ ・おはなし会 ・特別支援学級おはなし会
* 北っ子サンサン	安徳北小学校	・朝の読み聞かせ ・おはなし会 ・クラブ活動支援
* えほんばこ	安徳南小学校	・朝の読み聞かせ ・おはなし会 ・特別支援学級おはなし会
* おはなしの森	片縄小学校	・昼の読み聞かせ ・おはなし会 ・特別支援学級おはなし会
* おはなしひろば	岩戸小学校	・朝の読み聞かせ ・おはなし会
* ドリーム	岩戸北小学校	・おはなし会
* ブックモーニング	岩戸北小学校	・朝の読み聞かせ
* ひだまり	南畑小学校 南畑幼稚園	・朝の読み聞かせ ・おはなし会
* 那中文庫	那珂川中学校	・おはなし会
* おはなしミルフィーユ	那珂川南中学校	・朝の読み聞かせ ・おはなし会 ・特別支援学級おはなし会
* 図書ボランティア	那珂川北中学校	・おはなし会
片縄小アンビシャス 広場	片縄小学校多目的室	・おはなし会
おはなししましょう	南畑幼稚園	・おはなし会
かみふうせん	恵子児童館 水利組合	・おはなし会 ・わらべうた
ぐるんぱ	那珂川町図書館	・おはなし会
那珂川町地域文庫連絡 協議会	那珂川町図書館	・おはなし会
ふえるとの会	那珂川町図書館	・エプロンシアター、布絵本の製作

※「*」がついた団体は、那珂川町立小中学校読書ボランティア連絡会

那珂川町子ども読書活動推進計画

平成 25 年 4 月

発行 那珂川町教育委員会

〒811-1241 那珂川町後野 1 丁目 5 番 1 号

TEL092-952-2092 FAX092-952-2093